

有効期間満了日 令和17年3月31日

熊広県第410号

令和6年10年11日

熊本県警察再被害防止要綱の制定について（通達）

本県警察における再被害防止については、「熊本県警察再被害防止要綱の制定について（通達）」（平成13年12月21日付け熊警第4599号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところ、別添のとおり「熊本県警察再被害防止要綱」の一部を見直し、本日から施行することとしたので、適正な再被害防止措置等に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

熊本県警察再被害防止要綱

第1 目的

本要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した当該犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）から再び危害を加えられる事態を防止するため、被害者等の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 再被害防止対象者

本要綱において、再被害防止対象者とは、被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者の再犯により、生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長が指定する者をいう。ただし、「熊本県警察保護対策実施要領の制定について」（令和3年4月9日付け熊組対第824号）の保護対象者を除く。

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用して、必要な措置を講ずるものとする。

第3 再被害防止対象者の指定

1 指定上申

- (1) 警察署長又は警察本部の捜査担当課長（以下「本部担当課長」という。）は、被害者等を再被害防止対象者に指定する必要があると認めた場合には、再被害防止対象者指定上申書（別記様式第1号）及び再被害防止対象者指定理由書（別記様式第2号）により、警察本部長に上申するものとする。この場合において、警察署長にあっては、本部担当課長を経由して上申するものとする。
- (2) 被害者等からの相談、関係機関からの通報等を受理した場合には、当該相談等に關係する警察署長又は本部担当課長は、再被害防止対象者について指定の要否を検討し、その必要性を認めたときは、警察本部長に上申するものとする。この場合において、警察署長にあっては、本部担当課長を経由して上申するものとする。
- (3) 本部担当課長は、警察署長又は本部担当課長による警察本部長への上申があったときは、その旨を警察本部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に連絡するものとする。

2 指定

- (1) 警察本部長は、前1による上申があった被害者等が、再被害防止対象者に該当すると認める場合には、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するもの

とする。

- (2) 前(1)により当該被害者等を再被害防止対象者に指定するときは、併せて当該再被害防止対象者及び加害者の居住地、勤務地等を勘査し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署（以下「実施警察署」という。）に指定するとともに、再被害防止対象者指定通知書（別記様式第3号）により実施警察署の長（以下「実施警察署長」という。）に通知するものとする。

第4 再被害防止措置の体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

1 本部担当課長

本部担当課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、実施警察署長を指導するとともに、再被害防止対象者の指定状況や再被害防止措置の実施状況を広報県民課長へ確実に連絡する。また、本部担当課長は、その課の職員のうち、警視又は警部の階級にある者1人を連絡担当者に、警部補の階級（同相当職を含む。）にある者1人を連絡担当補助者にそれぞれ指定し、警察署間及び他の都道府県警察との連絡調整窓口としての任務に当たらせる。

2 実施警察署

(1) 実施警察署長

実施警察署長は、再被害防止措置について、総合的な体制を確立するとともに関係所属と連携の上、同措置の実施に当たるものとする。

また、実施警察署長は、原則として、当該事件を主管する警察署の担当課長を実施警察署担当者に指定するものとする。

(2) 実施警察署担当者

実施警察署担当者は、実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

3 広報県民課長

広報県民課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、本部担当課長に対し、本要綱の運用及び被害者等支援に関連する事項について助言・協力するものとする。また、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいい、受刑者を収容する少年院を含む。以下同じ。）、地方更生保護委員会又は保護観察所から加害のおそれを示す情報について通報を受けた場合には、速やかにその旨を本部担当課長に通知する。

第5 再被害防止措置の実施

1 関連情報の収集等

実施警察署長及び本部担当課長は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報（以下「関連情報」という。）を収集するものとする。

なお、関連情報は、適正に管理し、秘密を厳守すること。

2 再被害防止対象者に対する措置

実施警察署長は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、要望等を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を実施するものとする。

なお、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について、再被害防止対象者から教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、当該関連情報を教示すること。

3 加害者に対する措置

実施警察署長は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとし、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

4 再被害防止措置実施簿の作成等

実施警察署長は、再被害防止措置実施のための計画を策定した上で、再被害防止措置実施簿（別記様式第4号。以下「実施簿」という。）を作成するものとする。

実施簿には、再被害防止措置実施状況をその都度記載するとともに、その記載内容を本部担当課長及び広報県民課長に連絡するものとする。

5 関係書類の保存期間

実施簿及び関係書類の保存期間は、第6の規定による指定解除の日の属する年の翌年の4月1日を起算日として3年とする。

第6 指定の解除等

1 指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2 延長等の上申

(1) 指定期間の延長

実施警察署長は、指定期間の延長について、指定期間経過前にその要否を検討し、延長の必要があると認めるときは、再被害防止措置指定期間延長・指定解除上申書（別記様式第5号）により、本部担当課長を経由して、期間を定めて指定期間の延長を警察本部長に上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除

実施警察署長は、指定期間内であっても、再被害防止対象者の指定の必要がなくなったと認めるときは、再被害防止措置指定期間延長・指定解除上申書により、本部担当課長を経由して指定解除を警察本部長に上申するものとする。

3 決定

警察本部長は、前2の延長等の上申を受けたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとし、その決定については、再被害防止対象者の指定期間延長・指定解除通知書（別記様式第6号）により、実施警察署長に通知するものとする。

なお、本部担当課長は、前2の延長等の上申及び当該決定があったときは、その旨を広報県民課長に連絡するものとする。

第7 連携等

1 刑事施設等との連携

本部担当課長は、再被害防止措置の実施に当たり、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

2 関係警察署との連携等

(1) 関係警察署との連携

実施警察署長は、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署長に再被害防止措置協力依頼書（別記様式第7号）により、本部担当課長を経由して協力を依頼するものとし、協力依頼を受けた当該警察署長は、誠実にこれに当たるものとする。

(2) 他の都道府県警察との連携

実施警察署長は、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属する場合には、双方の本部担当課長を経由して当該警察署長に依頼するものとする。

なお、他の都道府県警察から依頼があった場合には、誠実にこれに当たるものとする。

(3) 警察庁等への調整依頼

本部担当課長は、都道府県警察間の連携等について必要があるときは、警察庁又は管区警察局による調整を求めるものとする。

第8 雜則

再被害防止措置を実施する上で本要綱により難い事情があるときは、実施警察署長、本部担当課長、広報県民課長及び関係を有する警察署長の相互間で協議することにより的確な再被害防止措置を実施するものとする。

※ 別記様式（略）